

学生調査の実施に関する有識者会議 運営規則（改正案）

令和元年5月17日
学生調査の実施に関する有識者会議決定
令和2年2月5日一部改正

学生調査の実施に関する有識者会議の運営に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第1条 学生調査の実施に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項は、会議の開催に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則として非公開とする。

（会議資料の取扱い）

第3条 会議において配付した資料は、検討経緯を示す資料として、学生調査（試行調査）（以下「調査」という。）の実施前に開催した会議の資料は調査の実施前に、調査の実施後に開催した会議の資料は調査結果の公表時に、原則として文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。ただし、文部科学省から調査の実施に関する業務を他の者に委託するに当たり、その予定価格の類推につながる恐れがあるもの並びに調査結果において個人の特定につながる恐れのある情報、確定前の調査結果に係る情報及び会議の運営に支障が生じ得る情報等を含むものについては、座長が会議に諮って、当該資料を非公開とすることができる。

（議事要旨の作成）

第4条 事務局は、検討経緯を示すものとして、調査の実施前に開催した会議の議事要旨は調査の実施前に、調査の実施後に開催した会議の議事要旨は調査結果の公表時に作成し、原則としてこれを文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和元年5月17日）から施行する。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和2年2月5日）から施行する。

学生調査の実施に関する有識者会議 運営規則 (改正案)

令和元年5月17日
学生調査の実施に関する有識者会議決定
令和2年2月5日一部改正

学生調査の実施に関する有識者会議の運営に関する規則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 学生調査の実施に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項は、会議の開催に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として非公開とする。

(会議資料の取扱い)

第3条 会議において配付した資料は、検討経緯を示す資料として、学生調査（試行調査）（以下「調査」という。）の実施前に開催した会議の資料は調査の実施前には、調査の実施後に開催した会議の資料は調査結果の公表時に、原則として文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。ただし、今後文部科学省から学生調査（試行調査）の実施に関する業務を他の者に委託するにあたり、その予定価格の類推につながる恐れがあるもの、並びに、調査結果において個人の特定につながる恐れのある情報、確定前の調査結果に係る情報及び会議の運営に支障が生じ得る情報等を含むものについては、座長が会議に諮って、当該資料を非公開とすることができる。

(議事要旨の作成)

第4条 事務局は、検討経緯を示すものとして、学生調査（試行調査）の実施前に開催した会議の議事要旨は調査の実施前には、会議の議事要旨を調査の実施後に開催した会議の議事要旨は調査結果の公表時に作成し、原則としてこれを文部科学省ホームページにおいて公開するものとする。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和元年5月17日）から施行する。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和2年2月5日）から施行する。